

令和7年度 洛西陵明小中学校 部活動規定

指導支援部 体力向上係 部活動指導担当

I 活動目的

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、個性を伸長し、社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を育てる等、児童生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

2 入退部について

(1) 入部

- ①入部は後期課程生徒の自由意志による。一人1部活を選択する。
- ②4月に、所定の入部届に必要事項を記入し、担任に提出後、担任から顧問に提出する。
- ③前年度と同部活に所属する場合も、年度ごとに入部届を提出する。
- ④7年生は、4月の部活動紹介後、体験入部期間を設ける。

(2) 退部・転部

- ①年度途中の退部は原則認めない。ただし、指導上必要と認められる場合は、保護者・担任・顧問の了承を得たのち、退部届をもって行う。
- ②年度途中の転部は原則認めない。ただし、指導上必要と認められる場合は、保護者・担任・顧問の了承を得たのち、退部・入部届をもって行う。
- ③年度の入れ替わりに退部する場合は、保護者・担任・顧問の了承を得たのち、退部届をもって行う。**※4月に入部届を未提出=退部ではない。**

部活動 入部届 (担任提出用)		
部活動規定をよく理解し、顧問の指導、活動方針のもとに活動しますので、右の部に入部します。	部活動名	
	ふりがな 生徒氏名	年組氏名
	生年月日	平成 年 月 日
	住 所	京都市西京区
	電話番号	() - - -
	緊急連絡先	() - - -
	令和 年 月 日提出	ふりがな 保護者氏名

部活動 退部届 (担任提出用)		
【退部の理由】	部活動名	
	ふりがな 生徒氏名	年組氏名
	生年月日	平成 年 月 日
	住 所	京都市西京区
	電話番号	() - - -
	緊急連絡先	() - - -
	令和 年 月 日提出	ふりがな 保護者氏名

部活動 入部届 (部活動顧問提出用)		
部活動規定をよく理解し、顧問の指導、活動方針のもとに活動しますので、右の部に入部します。	部活動名	
	ふりがな 生徒氏名	年組氏名
	生年月日	平成 年 月 日
	住 所	京都市西京区
	電話番号	() - - -
	緊急連絡先	() - - -
	令和 年 月 日提出	ふりがな 保護者氏名

部活動 退部届 (部活動顧問提出用)		
【退部の理由】	部活動名	
	ふりがな 生徒氏名	年組氏名
	生年月日	平成 年 月 日
	住 所	京都市西京区
	電話番号	() - - -
	緊急連絡先	() - - -
	令和 年 月 日提出	ふりがな 保護者氏名

3 活動について

(1) 活動時間について

①平日…年間を通して、以下の通りの終了時刻・完全下校時刻とし、延長は認めない。

活動終了時刻：16時45分 完全下校時刻：16時55分

②学校休業日（土・日・祝日、長期休業期間等）…8時25分から16時55分の間で3時間程度とする。

※試合等で移動時間がある場合はこの限りでない。

※休業日の活動は、所定の位置に活動の有無、時間、場所を記入する。

(2) 休養日

①平日…1日以上の休養日を設ける（原則毎週木曜日とする）。

②土曜日または日曜日…1日以上の休養日を設ける。

※長期休業中もこれに準じる。

※公式戦により土・日の両日に活動した場合は、休養日を月曜日に振り替える等の措置をとる。

※公式戦…本校運動部においては中学校体育連盟または各競技団体が主催する大会。

本校吹奏楽部においては吹奏楽連盟または各団体等が主催するコンクールや地域の行事・催しに限る。ただし、各団体が主催するものに関しては、その参加自体も精査すること。

(3) 活動休止期間

下記の期間は原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

①入学式・卒業式の前日・当日

②始業式・終業式当日

③閉鎖期間及び年休取得推進日

④定期テストの1週間前から定期テスト終了までの期間（最終日は除く）

※ただし、定期テスト期間中に公式戦がある場合に限り、顧問の判断により1時間程度の活動を、申請することができる。その際の活動については、放課後学習会・会議・研修等の時間と同時に活動してはならない。※申請先…部活動係

(4) 活動場所

①グラウンドを使用する部活動は、洛西陵明小中学校第2グラウンド（旧西陵中グラウンド）を主たる活動場所とする。

※令和7年度については、地域団体が日曜日に洛西陵明小中学校第2グラウンドを使用する予定。

②体育館を使用する部活動は、洛西陵明小中学校体育館を主たる活動場所とする。

③活動場所・ミーティング場所は別に定められた規定に従うこと。ボールの使用等についても、事故防止・設備等の破損防止の為、許可のある場所以外では使用しないこと。

※運動部における、インターロッキング、駐車場周辺でのランニング等のトレーニングは安全面から禁止する。

- ④所属している部以外の活動場所には立ち入らないこと。
- ⑤活動時には、必ず顧問もしくは部活動指導員の監督のもと活動を行うこと。
- ⑥雨天時には、屋根下の使用を認める。使用時は顧問間で相談すること。

(5) 服装

活動中は体操服、もしくは各部活動で定められた練習着・ユニフォームを着用すること。

(6) 校外活動（練習試合や大会参加）

- ①校外活動届を期日の1週間前までに管理職へ提出すること（公式戦を除く）。
- ※宿泊を伴う場合は、管理職に相談のもと、半月以上前には提出。
- ②移動は徒歩または公共交通機関、貸し切りバスなどを利用すること。自家用車やレンタルしたマイクロバス等、教職員が運転する車で児童生徒を移動させてはならないこと。
- ③校区内集合・校区内解散を原則とし、必ず顧問または部活動指導員が引率をすること。
- ④対外試合や校外活動に参加の場合は、標準服もしくは部活動で定められた服を着用すること。
- ⑤貴重品の管理を徹底すること。
- ⑥洛西陵明小中学校の児童生徒代表としての自覚をもち、「学校生活について」を遵守すること。

4 運営について

(1) 活動計画

- ①月ごとの活動計画を作成し、保護者・児童生徒に配布する。

(2) 部費

- ①部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、あらかじめ保護者に説明するとともに、年度ごとまたはその都度、保護者に対して会計報告を行う。

(3) 顧問

- ①各部、2名以上の顧問を置くこととする。顧問は原則、後期課程の教員が務め、必要に応じて前期・後期課程を超えた指導体制をとる。
- ②年度当初、各部の指導体制を打ち合わせ、部活動係が集約したものを校長へ報告する。
- ③中体連開催の個人種目に出場を希望する生徒がいる場合、保護者と相談し、別途対応を行う。

(4) 顧問会議

各部顧問・指導支援部部長・部活動係によって組織され、必要事項について協議し、決定する。

(5) キャプテン・部長

各部、キャプテンまたは部長を置く。

(6) キャプテン・部長会議

①必要に応じてキャプテン・部長会議を開き、部活動間の交流及び必要事項について協議する。

②キャプテン・部長会議は、各部キャプテン・部長で構成する。

(7) 外部コーチ・部活動指導員

必要に応じて外部コーチや部活動指導員を積極的に活用する。その際は、京都市教育委員会に申請するととともに、全教職員に周知する。

※部活動指導員は学校職員であるため、部活動における業務に関して顧問と同等の責任をもつ。

(8) 清掃活動

活動前もしくは活動後に片付け・清掃を行う。普段から、使用した場所や割り当てられた場所を綺麗にすること。

(9) 優先順位

①活動の優先順位は、学業・児童生徒会活動・学級活動・部活動の順とする。

(10) 規定違反

規定を守れない部活動は、顧問・指導支援部部長・部活動係の協議により、活動を停止する等の措置をとる。

5 部の成立について

(1) 部の成立

下記の条件をすべて満たすこと。準備委員会で検討のうえ第1回職員会議で協議し、決定する。

①活動に必要な人数が見込めること。

②顧問となる教職員がいること。

③活動場所が確保できること。

(2) 部の休部・廃部

上記(1)の条件のうち、いずれかが満たせなくなった場合、休部あるいは廃部とする。

(3) 部の新設

部の新設希望がある場合は、部活動係に申し出、その後顧問会議で設置の審査を行い、職員会議の承認を得なければならない。この場合、1年間は同好会として活動し、活動状況によって2年目から顧問会議及び職員会議の承認を得て、部に昇格する。ただし、年度途中での新設は認めない。

<大会記録の広報>

各種大会予定・結果等について、児童生徒に周知する。

(1) 秋季大会について

- ① 10月中を目安に大会予定を部活動係が収集し、掲示等で児童生徒に周知する。
- ② 11月中を目安に大会結果を部活動係が収集し、掲示等で児童生徒に周知する。

(2) 春季大会について

- ① 4月中を目安に大会予定を部活動係が収集し、掲示等で児童生徒に周知する。
- ② 5月中を目安に大会結果を部活動係が収集し、掲示等で児童生徒に周知する。

(3) 夏季大会について

- ① 6月中を目安に大会予定を部活動係が収集し、掲示等で児童生徒に周知する。
- ② 7月中を目安に大会結果を部活動係が収集し、掲示等で児童生徒に周知する。